

静岡県教育委員会告示第13号

令和5年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び令和5年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施について次のとおり告示する。

令和4年11月4日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

第1 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考

1 募集定員

高等部の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 令和5年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者

(2) 令和5年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者

(3) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施期日	合格者発表期日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 （本校、沼津分室、静岡分室） 静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校	令和5年 2月15日（水）から 2月17日（金）午後3時まで	3月2日（木）	3月14日（火） 正午以降
静岡県立伊豆の国特別支援学校 静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校	令和5年 1月27日（金）から 1月31日（火）午後3時まで （土曜及び日曜を除く。）	2月9日（木）	2月21日（火） 正午以降

静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校			
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立富士特別支援学校富士東分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	令和5年 1月4日（水）から 1月6日（金）午後3時まで	1月17日（火）	1月27日（金） 正午以降

(2) 再募集

すべての特別支援学校高等部で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校において再募集を実施する。

募集定員は、合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、令和5年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領による。

第2 静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考

1 募集定員

専攻科の各学校、各学科の募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、施行令第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (3) 施行規則第150条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施期日	合格者発表期日
静岡県立浜松視覚特別支援学校	令和5年 2月15日（水）から 2月17日（金）午後3時まで	3月2日（木）	3月14日（火） 正午以降

(2) 再募集

静岡県立浜松視覚特別支援学校の専攻科で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校において再募集を実施する。

募集定員は、合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、令和5年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考実施要領による。